

改正前	改正後	改正理由
<p>(第3条「定義」解説)</p> <p>第3条では、この条例を正しく理解し運用するために、基本的な用語（「市民」、「市」、「行政」、「参加」、「協働」、「市政」、「自治」、「まちづくり」）の意味を示しています。</p> <p>(1)この条例での「市民」の範囲は、地方自治法上に規定されている住民、すなわち、市の区域内に住所を有する者（個人や法人）に限らず、本市に通勤・通学する人や、自治会・ボランティア組織やNPO等の市内で活動する法人や団体等もまちづくりの重要な担い手であることから、「市民」の意味を広くとらえて定義しています。</p>	<p>(第3条「定義」解説)</p> <p>第3条では、この条例を正しく理解し運用するために、基本的な用語（「市民」、「市」、「行政」、「参加」、「協働」、「市政」、「自治」、「まちづくり」）の意味を示しています。</p> <p>(1)この条例での「市民」の範囲は、地方自治法上に規定されている住民、すなわち、市の区域内に住所を有する者（個人<u>(未成年者を含む)</u>や法人）に限らず、本市に通勤・通学する人や、自治会・ボランティア組織やNPO等の市内で活動する法人や団体等もまちづくりの重要な担い手であることから、「市民」の意味を広くとらえて定義しています。</p>	<p>市民の定義をわかりやすくするため、年齢についての表現を解説に加える必要がある。</p>
<p>(第29条「危機管理等」解説)</p> <p>第29条では、危機管理等について定めています。</p> <p>第1項では、市民の身体・生命等の安全性の確保は、市政の基本的かつ重要な役割であることをこの条例に定めることによって明らかにするとともに、市民・市がそれぞれの役割を担い連携を図りながら、危機管理体制の強化を図ることを定めています。</p> <p>第2項では、市は、近年発生している想定外の災害に対して、避難勧告や避難指示を出す基準や災害発生時における具体策等について、常に見直すことを定めています。</p> <p>第3項及び第4項では、市民が日頃より災害等の発生に備え、災害等が発生した場合は、市民がお互いに助け合い、可能な範囲で避難活動や復旧活動に参加できる環境の整備に努めることを定めています。</p>	<p>(第29条「危機管理等」解説)</p> <p>第29条では、危機管理等について定めています。</p> <p>第1項では、市民の身体・生命<u>・財産・情報</u>等の安全性の確保は、市政の基本的かつ重要な役割であることをこの条例に定めることによって明らかにするとともに、市民・市がそれぞれの役割を担い連携を図りながら、危機管理体制の強化を図ることを定めています。</p> <p>第2項では、市は、近年発生している想定外の災害に対して、避難勧告や避難指示を出す基準や災害発生時における具体策等について、常に見直すことを定めています。</p> <p>第3項及び第4項では、市民が日頃より災害等の発生に備え、災害等が発生した場合は、市民がお互いに助け合い、可能な範囲で避難活動や復旧活動に参加できる環境の整備に努めることを定めています。</p>	<p>危機管理の対象は、「自然災害」であるという印象が強いので、サイバーセキュリティ等も危機管理対象として含まれていることがわかるように解説に新たな表現を加える。</p>